

拒絶査定

特許出願の番号	特願2010-065438
起案日	平成26年12月22日
特許庁審査官	▲高▼橋 祐介 9128 2D00
発明の名称	河川の上流部及び中流部における護岸の方法。
特許出願人	杉村 和高

この出願については、平成26年 3月24日付け拒絶理由通知書に記載した理由1、及び、理由2によって、拒絶をすべきものです。

なお、意見書の内容を検討しましたが、拒絶理由を覆すに足る根拠が見いだせません。

備考

理由1について

特許庁審査基準の「第I部 第1章 明細書及び特許請求の範囲の記載要件」には、「2.2.2.3 第36条第6項第2号違反の類型」において、「(5) 範囲を曖昧にする表現がある結果、発明の範囲が不明確な場合。」に、「比較の基準又は程度が不明確な表現(「やや比重の大なる」、「はるかに大きい」、「高温」、「低温」、「滑りにくい」、「滑りやすい」等)があるか、あるいは、用語の意味が曖昧である結果、発明の範囲が不明確となる場合。」との記載がある。

そして、請求項1において、「付近にある中で大きめの石や岩がその場にとどまる事の出来る程度で、なおかつ小さな石や岩が最初に止まることもない間隔をあけて、」との記載があるが、「大きめの石や岩」、「小さな石や岩」がどの程度の大きさのものであるのか、客観的な比較対象が不明であることから、それらの大きさが明確に把握できない。

出願人は、意見書において、「本願請求項1に係る発明による杭と杭の間隔あるいはその間隔の間に設置する石や岩の大きさは、その場所の河川敷を目視して観察することができれば、誰にでも明確に判別できる事です。したがって、審査官殿による拒絶理由1「よって、請求項1に係る発明は明確でない」との記述は誤りであると言わざるを得ません。」と主張している。

しかしながら、特許庁審査基準に照らし合わせる限り、上記の主張は採用できず、拒絶理由を覆すに足る根拠が見いだせない。

よって、出願人の意見書における主張を参酌しても、先の拒絶理由通知の理由1は、依然として解消されない。

理由2について

出願人が意見書において「杭と杭との間に最初に設置する石や岩の大きさは、杭を設置する場所の周囲を観察する事によって決定します。杭を設置する河川敷の周囲にある様々な大きさの石や岩の中で、大きめの石や岩を杭と杭の間に設置すれば良いのです。」と主張しているように、「杭の間隔は、設置場所の石や岩の大きさを勘案して適宜設定すればいい」という程度のものであるのならば、それは、所望の態様に応じて、当業者が適宜設定しうる設計的事項であるといわざるを得ず、請求項1に係る発明は、下記引用文献1～4に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるといわざるを得ない。

なお、拒絶査定理由ではないが、特許法第36条第4項第1号についての見解を以下に示す。

本願の明細書の記載を参照しても、請求項1に係る発明を具体的に実施した例は何ら記載されていない。

すなわち、どの程度の杭の間隔にして、「その場にとどまる事の出来る大きな石や岩」の大きさをどの程度にし、また、「最初に止まることもない小さな石や岩」をどの程度の大きさにすれば、良好な結果が得られたかの具体例は、全く開示されていないとともに、出願人が意見書において主張するように、河川の状況に応じて、杭の間隔の条件等が異なるのであれば、どのように異ならせればよいのかを河川の水量や河川の形状等を勘案して具体的に設定した例が何ら開示されていない。

したがって、当業者が請求項1に係る発明を実施し、発明の詳細な説明に記載された作用効果を奏するためには、追加の実験や検討が必要であることは明らかであり、当業者に過度の試行錯誤を強いるものであることから、この出願は、発明の詳細な説明が、当業者が、その実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであるものとは認められず、特許法第36条第4項第1号に規定される要件を満たしていない点にも留意されたい。

引用文献一覧

1. 土木学会関西支部, 川のなんでも小事典, 日本, 株式会社講談社, 1998年 2月20日, p212-218
2. 宮田公平, 最新河川工学, 日本, 理工図書株式会社, 1952年 9月25日, P169-171
3. 河川工事ハンドブック 自然に適合した工法, 日本, 株式会社集文社, 1997年 6月 8日, p76-79

4. 高橋裕, 河川工学, 日本, 財団法人東京大学出版会, 1990年 3月25日, P211-219

(注) 法律又は契約等の制限により、提示した非特許文献の一部又は全てが送付されない場合があります。

この査定に不服があるときは、この査定の謄本の送達があった日から3月以内（在外者にあつては、4月以内）に、特許庁長官に対して、審判を請求することができます（特許法第121条第1項）。

（行政事件訴訟法第46条第2項に基づく教示）

この査定に対しては取消訴訟を提起することはできません。この査定についての審判請求に対する審決に対してのみ取消訴訟を提起することができます（特許法第178条第6項）。

上記はファイルに記録されている事項と相違ないことを認証する。

認証日 平成27年 1月 6日 経済産業事務官 高地 伸幸

